

米国対ロシア輸出管理制裁の概要(2月24日米発表)

	軍事関連団体 (米国エンティティリスト49団体)	その他
リスト規制品目 (武器や軍事転用可能な汎用品)	不許可	不許可※2
米国独自規制57品目群※1 (半導体、コンピュータ、通信機器等の一般的な汎用品)	不許可	不許可※2
上記以外の品目(EAR99)	不許可	申請不要

※1 57品目群中、ソフトウェア・技術項目は、Russia-FDPR、Russia-MEU(Military End User)-FDPR対象項目。なお、57品目群に関して実質的に同様の措置を実施又は実施する意志を表明した豪、加、日、NZ、UK、EU加盟国には、域外適用を行わない又は行わない予定。“Knowledge”規制対象。

※2 例外措置等

【個別審査によりロシアの軍事防衛部門向けでないことが確認されれば許可】

①航空船舶航行安全、②人道目的(医療関係)、③米又は米EARグループA国法人の100%子会社 等

【許可例外(申請不要)】

①米政府関係機関向け、②旅行者の携行品(銃等除く)、③ロシア領域に出入する航空船舶、④暗号関連品目(ロシア政府関係機関向け除く)、⑤消費者用通信機器(携帯電話、パソコン等)、⑥一時的に輸出入する貨物(報道関係者向け) 等

(注)その後、米国は、3月2日ベラルーシ向けのEAR対象貨物にも同様の措置の適用を発表。

ロシアのウクライナ侵略に関する輸出禁止措置等

- ウクライナをめぐる現下の国際情勢に鑑み、政府としての方針について閣議了解（令和4年2月26日付、3月1日付、3月3日付、3月8日付）。
- これらの閣議了解に基づき、欧米諸国と連携した輸出管理措置として、外国為替及び外国貿易法（外為法）による次の措置を速やかに実施する。

（1）国際合意リスト品目のロシア・ベラルーシ向け輸出の禁止等に関する措置

- まずは、現行制度の運用を改め、審査手続を一層厳格化。包括許可の対象外とし、個別に厳格審査を行う。【運用通達等の改正、3/5施行（ロシア向け）3/10施行（ベラルーシ向け）】
- 今後、一部例外を除き輸出を禁止する措置を速やかに導入する。

（2）ロシア・ベラルーシの軍事関連団体への輸出等に係る禁止措置

- 外務省告示により指定された軍事関連団体への輸出に係る支払の受領等を禁止する。【経産省告示改正、3/8 施行（ロシア49団体）、3/15施行（ベラルーシ2団体）】
- さらに、同団体への輸出を禁止する措置を速やかに導入する。

（3）ロシア・ベラルーシの軍事能力等の強化に資すると考えられる汎用品の輸出等の禁止措置

- ロシア・ベラルーシの軍事能力等の強化に資する汎用品（半導体等）について、一部例外を除きロシア・ベラルーシ向けの輸出を禁止する措置を速やかに導入する。

（4）ロシア向け石油精製の装置等の輸出等の禁止措置

- ロシア向け石油精製の装置等について、一部例外を除きロシア向けの輸出等を禁止する措置を速やかに導入する。

（5）「ドネツク人民共和国」（自称）・「ルハンスク人民共和国」（自称）との輸出入禁止措置

- 両共和国（自称）を原産地とする貨物について、承認を受けるべき貨物とする。【経産省告示改正、2/26施行】
- 両共和国（自称）向け輸出を禁止する措置を速やかに導入する。

リスト規制一覽 ①

2021年1月27日施行版

項番	項目	項番	項目	項番	項目	項番	項目
1 武器		(12)	1 数値制御工作機械	(45)	放射線遮蔽窓・窓枠	(15)	ロケット・UAV用構造材料
(1)	銃砲・銃砲弾等	(13)	2 測定装置 誘導炉・アーク炉・溶解炉又はこれらの部分品等	(46)	放射線影響防止テレビカメラ・レンズ	(16)	ロケット・UAV用加速度計ジャイロスコープ等
(2)	爆発物・発射装置等	(14)	アイソスタチックプレス等	(47)	トリチウム	(17)	ロケット・UAV用飛行・姿勢制御装置他
(3)	火薬類・軍用燃料	(15)	ロボット等	(48)	トリチウム製造・回収・貯蔵装置等	(18)	アビオニクス装置等
(4)	火薬又は爆薬の安定剤	(16)	振動試験装置等	(49)	白金触媒	(18の2)	ロケット・UAV用熱電池
(5)	指向性エネルギー兵器等	(17)	ガス遠心分離機ロータ用構造材料	(50)	ヘリウム3	(19)	航空機・船舶用重力計・重力勾配計
(6)	運動エネルギー兵器等	(18)	ベリリウム	(51)	レニウム等の一次製品	(20)	ロケット・UAV発射台・支援装置
(7)	軍用車両・軍用仮設橋等	(19)	核兵器起爆用アルファ線源用物質	(52)	防爆構造の容器	(21)	ロケット・UAV用無線遠隔測定装置他
(8)	軍用船舶等	(20)	ほう素10	3 化学兵器		(22)	ロケット搭載用電子計算機
(9)	軍用航空機等	(21)	核燃料物質製造用還元剤・酸化剤	(1)	軍用化学製剤の原料、軍用化学製剤	(23)	ロケット・UAV用A/D変換器
(10)	防潜網・魚雷防御網他	(22)	るつぼ	(2)	同等の毒性の物質・原料	(24)	振動試験装置等、空気力学試験装置・燃焼試験装置他
(11)	装甲板・軍用ヘルメット・防弾衣等	(23)	ハフニウム	(3)	化学製剤用製造機械装置等	(24の2)	ロケット設計用電子計算機
(12)	軍用探照灯・制御装置	(24)	リチウム	(3)	反応器又は貯蔵容器の修理用の組立品等	(25)	音波・電波・光の減少材料・装置
(13)	軍用細菌製剤・化学製剤等	(25)	タングステン	3の2 生物兵器		(26)	ロケット・UAV用IC・探知装置・レドーム
(13の2)	軍用細菌製剤・化学製剤などの浄化用化学物質混合物	(26)	ジルコニウム	(1)	軍用細菌製剤の原料	5 先端材料	
(14)	軍用化学製剤用細胞株他	(27)	ふっ素製造用電解槽	(2)	細菌製剤用製造装置等	(1)	ふっ素化合物製品
(15)	軍用火薬類の製造・試験装置等	(28)	ガス遠心分離機ロータ製造装置等	4 ミサイル		(2)	(削除)
(16)	兵器製造用機械装置等	(29)	遠心力式釣合試験機	(1)	ロケット・製造装置等	(3)	芳香族ポリイミド製品
(17)	軍用人工衛星又はその部分品	(30)	フィラメントワインディング装置等	(1の2)	無人航空機(UAV)・製造装置等	(4)	チタン・アルミニウム合金成形工具
2 原子力		(31)	レーザー発振器	(2)	ロケット誘導装置・試験装置等	(5)	チタン・ニッケル等の合金・粉、製造装置等
(1)	核燃料物質・核原料物質	(32)	質量分析計・イオン源	(3)	推進装置等	(6)	金属磁性材料
(2)	原子炉・原子炉用発電装置等	(33)	圧力計・ベローズ弁	(4)	しごきスピニング加工機等	(7)	ウランチタン合金・タングステン合金
(3)	重水素・重水素化合物	(34)	ソレイノイドコイル形超電導電磁石	(5)	サーボ弁、ポンプ、ガスタービン	(8)	超電導材料
(4)	人造黒鉛	(35)	真空ポンプ	(5の2)	ポンプに使用できる軸受	(9)	(削除)
(5)	核燃料物質分離再生装置等	(35の2)	スクロール型圧縮機等	(6)	推進薬・原料	(10)	潤滑剤
(6)	リチウム同位元素分離用装置等	(36)	直流電源装置	(7)	推進薬の製造・試験装置等	(11)	振動防止用液体
(7)	ウラン・プルトニウム同位元素分離用装置等	(37)	電子加速器・エックス線装置	(8)	粉粒体用混合機等	(12)	冷媒用液体
(8)	周波数変換器等	(38)	衝撃試験機	(9)	ジェットミル・粉末金属製造装置等	(13)	セラミック粉末
(9)	ニッケル粉・ニッケル多孔質金属	(39)	高速度撮影が可能なカメラ等	(10)	複合材料製造装置等	(14)	セラミック複合材料
(10)	重水素・重水素化合物の製造装置等	(40)	干渉計・圧力測定器・圧力変換器	(11)	ノズル	(15)	ポリジメチルシラン・ポリシラン他
(10の2)	ウラン・プルトニウム製造用装置等	(41)	核兵器起爆(試験)用貨物	(12)	ノズル・再突入機先端部製造装置他	(16)	ビスマレイト・芳香族ポリイミド他
(11)	しごきスピニング加工機等	(42)	光電子増倍管	(13)	アイソスタチックプレス・制御装置	(17)	ふっ化ポリイミド等
		(43)	中性子発生装置	(14)	複合材用の炉・制御装置	(18)	プリプレグ・プリフォーム・成型品等
		(44)	遠隔操作のマニピュレーター			(19)	ほう素・ほう素合金・硝酸ガアニン他

*【改正】は2021年1月27日施行。この一覽が改正されていない場合であっても、省令・通達が改正されている場合がある。

リスト規制一覧 ②

2021年1月27日施行版

項番	項目	項番	項目	項番	項目	項番	項目
6 材料加工		(20)	アルミニウム・ガリウム他の有機金属化合物 燐・砒素他の有機化合物	(7)	光学器械又は光学部品の制御装置	(1)	ガスタービンエンジン等
(1)	軸受等	(21)	燐・砒素・アンチモンの水素化合物	(7の2)	非球面光学素子	(2)	人工衛星・宇宙開発用飛しょう体等
(2)	数値制御工作機械	(22)	炭化けい素等	(8)	レーザー発振器等	(2の2)	人工衛星等の制御装置等
(3)	歯車製造用工作機械	(23)	多結晶の基板	(8の2)	レーザーマイクロフォン	(3)	ロケット推進装置等
(4)	アイソスタチックプレス等	8 電子計算機		(9)	磁力計・水中電場センサー・磁場勾配計・校正装置他	(4)	無人航空機等
(5)	コーティング装置等	(1)	電子計算機等	(9の2)	水中検知装置	(5)	(1)から(4)、15の(10)の試験装置・測定装置・検査装置等
(6)	測定装置等	9 通信		(10)	重力計・重力勾配計	14 その他	
(7)	ロボット等	(1)	伝送通信装置等	(11)	レーダー等	(1)	粉末状の金属燃料
(8)	フィードバック装置他	(2)	電子交換装置	(11の2)	光センサー製造用マスク・レチクル	(2)	火薬・爆薬成分、添加剤・前駆物質
(9)	絞りスピニング加工機	(3)	通信用光ファイバー	(12)	光反射率測定装置他	(3)	ディーゼルエンジン等
7 エレクトロニクス		(4)	<削除>	(13)	重力計製造装置・校正装置	(4)	<削除>
(1)	集積回路	(5)	フェーズドアレイアンテナ	(14)	光検出器・光学部品材料物質他	(5)	自給式潜水用具等
(2)	マイクロ波用機器・ミリ波用機器等	(5の2)	監視用方向探知器等	11 航法装置		(6)	航空機輸送土木機械等
(3)	信号処理装置等	(5の3)	無線通信傍受装置等	(1)	加速度計等	(7)	ロボット・制御装置等
(4)	超電導材料を用いた装置	(5の4)	受信機能のみで電波等の干渉を観測する位置探知装置	(2)	ジャイロスコープ等	(8)	削除
(5)	超電導電磁石	(5の5)	インターネット通信監視装置等	(3)	慣性航行装置	(9)	催涙剤・くしゃみ剤、これら散布装置等
(6)	一次・二次セル、太陽電池セル	(6)	(1)から(3)、(5)から(5の5)までの設計・製造装置等	(4)	ジャイロ天測航法装置、衛星航法システム	(10)	簡易爆発装置等
(7)	高電圧用コンデンサ	(7)	暗号装置等	(4の2)	電波受信機、航空機用高度計等	(11)	爆発物探知装置
(8)	エンコーダ又はその部分品	(8)	情報伝達信号漏洩防止装置等	(5)	水中ソナー・航法装置等	15 機微品目	
(8の2)	サイリスター・デバイス・サイリスターモジュール	(9)	<削除>	12 海洋関連		(1)	無機繊維他を用いた成型品
(8の3)	電力制御用半導体素子	(10)	盗聴検知機能通信ケーブルシステム等	(1)	潜水艇	(2)	電波の吸収材・導電性高分子
(8の4)	光変調器	(11)	(7)、(8)若しくは(10)の設計・製造・測定装置	(2)	船舶の部分品・附属装置	(3)	核熱源物質
(9)	サンプリングオシロスコープ	10 センサー等		(3)	水中回収装置	(4)	デジタル伝送通信装置等
(10)	アナログデジタル変換器	(1)	水中探知装置等	(4)	水中用の照明装置	(4の2)	簡易爆発装置の妨害装置
(11)	デジタル方式の記録装置	(2)	光検出器・冷却器等	(5)	水中ロボット	(5)	水中探知装置等
(12)	信号発生器	(3)	センサー用の光ファイバー	(6)	密閉動力装置	(6)	宇宙用光検出器
(13)	周波数分析器	(4)	電子式のカメラ等	(7)	回流水槽	(7)	送信するパルス幅が100ナノ秒以下のレーダー
(14)	ネットワークアナライザー	(5)	反射鏡	(8)	浮力材	(8)	潜水艇
(15)	原子周波数標準器	(6)	宇宙用光学部品等	(9)	閉鎖・半閉鎖回路式自給式潜水用具	(9)	船舶用防音装置
(15の2)	スプレー冷却方式の熱制御装置	13 推進装置		(10)	妨害用水中音響装置	(10)	ラムジェットエンジン、スクラムジェットエンジン、複合サイクルエンジン等
(16)	半導体製造装置等						
(17)	マスク・レチクル等						
(17の2)	マスク製造基材						
(18)	半導体基板						
(19)	レジスト						

*【改正】は2021年1月27日施行。この一覧が改正されていない場合であっても、省令・通達が改正されている場合がある。

今般 米国・EUで対露向けに追加される輸出規制品目 比較

米国	EU
1 電子デバイス又はその部分品	1 電子デバイス又はその部分品
2 電子装置	2 電子装置
3 信号処理装置	3 信号処理装置
4 電子機器の部分品若しくは材料の製造のための装置、又はこれらの部分品若しくは附属品	4 電子機器の部分品若しくは材料の製造のための装置、又はこれらの部分品若しくは附属品
5 電子機器の部分品、材料の検査若しくは試験のための装置、又はこれらの部分品若しくは附属品	5 電子機器の部分品、材料の検査若しくは試験のための装置、又はこれらの部分品若しくは附属品
6 レジスト	6 レジスト
7 1などに関するソフトウェア	7 1などに関するソフトウェア
8 1などに関する技術	8 1などに関する技術
9 電子計算機、電子組立品若しくは附属装置、又はこれらの部分品	9 電子計算機、電子組立品若しくは附属装置、又はこれらの部分品
10 ”プログラム”の試験及び検証用の”ソフトウェア”	10 ”プログラム”の試験及び検証用の”ソフトウェア”
11 9などに関するソフトウェア	11 9などに関するソフトウェア
12 9などに関する技術	12 9などに関する技術
13 同上	13 同上
14 通信装置	14 通信装置
15 通信装置の試験装置	15 通信装置の試験装置
16 光ファイバーの製造用のプリフォーム	16 光ファイバーの製造用のプリフォーム
17 15などに関するソフトウェア	17 15などに関するソフトウェア
18 15などに関する技術	18 15などに関する技術
19 暗号装置	19 暗号装置
20 19などに関するソフトウェア	20 19などに関するソフトウェア
21 19などに関する技術	21 19などに関する技術
22 音波を利用した水中探知装置、船舶用の位置決定装置若しくは船舶用の対地速力の測定装置又はこれらの部分品	22 音波を利用した水中探知装置、船舶用の位置決定装置若しくは船舶用の対地速力の測定装置又はこれらの部分品
23 光センサー	23 光センサー
24 電子式のカメラ	24 電子式のカメラ
25 光学器械	25 光学器械
26 レーザー発振器	26 レーザー発振器
27 磁力計、超電導電磁センサー又はこれらの部分品	27 磁力計、超電導電磁センサー又はこれらの部分品
28 重力計	28 重力計
29 レーダー及びその部分品	29 レーダー及びその部分品
30 次に掲げる処理装置	30 次に掲げる処理装置
(1)地震感知装置	(1)地震感知装置
(2)耐放射線設計されたテレビカメラ	(2)耐放射線設計されたテレビカメラ
31 レーザー発振器の特別の材料の検査装置等	31 レーザー発振器の特別の材料の検査装置等
32 センサー用の光ファイバー	32 センサー用の光ファイバー
33 光学部品材料となる物質	33 光学部品材料となる物質
34 23などに関するソフトウェア	34 23などに関するソフトウェア
35 同上	35 同上
36 同上	36 同上
37 23などに関する技術	37 23などに関する技術
38 同上	38 同上
39 同上	39 同上

今般 米国・EUで対露向けに追加される輸出規制品目 比較 (つづき①)

米国	EU
40 航法装置、基地局通信装置又はアビオニクス装置	40 航法装置、基地局通信装置又はアビオニクス装置
41 航法装置若しくはアビオニクス装置の試験装置、校正装置又は製造用の装置	41 航法装置若しくはアビオニクス装置の試験装置、校正装置又は製造用の装置
42 40などに関するソフトウェア	42 40などに関するソフトウェア
43 40などに関する技術	43 40などに関する技術
44 船舶、海洋関連システム若しくはこれらの部分品、又は船舶用のボイラー若しくはその部分品	44 船舶、海洋関連システム若しくはこれらの部分品、又は船舶用のボイラー若しくはその部分品
45 44などに関するソフトウェア	45 44などに関するソフトウェア
46 石油又は天然ガス事業で使用される無人潜水艇の操作のためのソフトウェア	46 石油又は天然ガス事業で使用される無人潜水艇の操作のためのソフトウェア
47 44などに関する技術	47 44などに関する技術
48 ディーゼルエンジン、牽引車又はこれらの部分品	48 ディーゼルエンジン、牽引車又はこれらの部分品
49 航空機又はガスタービンエンジン若しくはこれらの部分品	49 ガスタービンエンジン若しくはこれらの部分品
50 落下傘、ハーネス若しくはブラットフォーム又はこれらの電子開放装置	50 振動試験装置又はその部分品
51 振動試験装置又はその部分品	51 ガスタービンエンジンの部分品の測定装置、製造用の装置又は工具
52 ガスタービンエンジンの部分品の測定装置、製造用の装置又は工具	52 49などに関するソフトウェア
53 49などに関するソフトウェア	53 49などに関するソフトウェア
54 49などに関するソフトウェア	54 49などに関する技術
55 49などに関する技術	55 49などに関する技術
56 49などに関する技術	56 49などに関する技術
57 49などに関する技術	

※EUの規制品目からは航空機関係が除かれている。これは別途EUの制裁パッケージで航空機、宇宙機の輸出禁止が規定されているためと考えられる（3c条）。

COUNCIL REGULATION (EU) 2022/328

Article 3c

1. It shall be prohibited to sell, supply, transfer or export, directly or indirectly, goods and technology suited for use in aviation or the space industry, as listed in Annex XI, whether or not originating in the Union, to any natural or legal person, entity or body in Russia or for use in Russia.

ANNEX XI

List of goods and technologies referred to in Article 3c

CN Code	Description
88	Aircraft, spacecraft, and parts thereof

※米国の輸出規制では、一見、宇宙機関係の品目がカバーされていないように見えるが、これは国際輸出管理レジームに基づくリスト規制品として、ロシア向け禁輸の対象となっており、米EU間でも、同等の措置が講じられていることを確認済み。

今般 米国・EUで対露向けに追加される輸出規制品目 比較 (つづき②)

※EUが2月25日に施行した対ロシア輸出規制措置において石油精製用の装置等を規制。米は3月8日に同様の規制措置を実施。

COUNCIL REGULATION (EU) 2022/328

Article 3b

1. It shall be prohibited to sell, supply, transfer or export, directly or indirectly, goods and technology suited for use in oil refining, as listed in Annex X, whether or not originating in the Union, to any natural or legal person, entity or body in Russia or for use in Russia.

ANNEX X

List of goods and technologies referred to in Article 3b

CN Code	Description
8479 89 97 or 8543 70 90	Alkylation and isomerization units
8479 89 97 or 8543 70 90	Aromatic hydrocarbon production units 8419
8419 40 00	Atmospheric-vacuum crude distillation units (CDU)
8479 89 97 or 8543 70 90	Catalytic reforming / cracker units
8419 89 98, 8419 89 30 or 8419 89 10	Delayed cokers
8419 89 98, 8419 89 30 or 8419 89 10	Flexicoking units
8479 89 97	Hydrocracking reactors
8419 89 98, 8419 89 30, 8419 89 10, or 8479 89 97	Hydrocracking reactor vessels
8479 89 97 or 8543 70 90	Hydrogen generation technology
8421 39 15, 8421 39 25, 8421 39 35, 8421 39 85, 8479 89 97 or 8543 70 90	Hydrogen recovery and purification technology
8479 89 97 or 8543 70 90	Hydrotreatment technology/units
8479 89 97 or 8543 70 90	Naphtha isomerisation units
8479 89 97 or 8543 70 90	Polymerisation units
8419 89 10, 8419 89 30, or 8419 89 98, 8479 89 97 or 8543 70 90	Refinery fuel gas treatment and sulphur recovery technology (including amine scrubbing units, sulphur recovery units, tail gas treatment units)
8456 90 00, 8479 89 97 or 8543 70 90	Solvent de-asphalting units
8479 89 97 or 8543 70 90	Sulphur production units
8479 89 97 or 8543 70 90	Sulphuric acid alkylation and sulphuric acid regeneration units
8419 89 10, 8419 89 30, or 8419 89 98, 8479 89 97 or 8543 70 90	Thermal cracking units
8479 89 97 or 8543 70 90	[Toluene and heavy aromatics] Transalkylation units
8479 89 97 or 8543 70 90	Visbreakers
8479 89 97 or 8543 70 90	Vacuum gas oil hydrocracking units

(参考) 輸出等に係る禁止措置の対象として我が国が指定するロシア連邦の特定団体

- 1 株式会社アドミラルティ造船所、 2 アレクサンドロフ名称科学技術研究所、 3 有限責任会社アルゴト、 4 国防省通信センター、
- 5 ボレスコフ名称触媒研究センター、 6 連邦保安庁、 7 ロシア大統領府連邦国家予算機関、
- 8 ロシア大統領府連邦国家予算機関特別飛行部隊「Russia」、 9 連邦国家単一企業ドウホフ名称オートメーション研究所、
- 10 対外諜報庁、 11 内務省ニジニ・ノヴゴロド本部専門法科学センター、
- 12 国際量子光学・量子技術センター（別称、ロシア量子センター及び RQC）、 13 イルクート、
- 14 公開株式会社研究・製造法人イルクート、 15 株式会社計算機科学研究所、 16 株式会社機械工学中央研究所、
- 17 株式会社カザンヘリコプター修理工場(別称、Kazanski Vertoletny Zavod Remservis及びKVZ Remservis)、
- 18 株式会社ロケット・宇宙センター「プログレス」、 19 株式会社カメンスク・ウリスキー冶金工場、
- 20 公共株式会社カザンヘリコプター工場、 21 コムソモリスク・ナ・アムール航空機製造工場、
- 22 参謀本部情報総局（別称、Glavnoe Razvedyvatel'noe Upravlenie、GRU及び情報総局）、
- 23 国防省（連邦軍及び場所を問わず全ての運用部隊を含む）。右には、露連邦の国軍（地上軍、海軍、海軍歩兵部隊、航空宇宙軍及び沿岸部隊）、国家親衛軍と警察、諜報及び偵察機関が含まれる。
- 24 モスクワ物理・技術大学（別称、MIPT及びMFTI）、 25 株式会社学術生産公団高精度コンプレックス、
- 26 株式会社学術生産公団スプラフ、 27 公開株式会社オボロンプロム、 28 公共株式会社ベリエフ名称航空機会社、
- 29 イルクート、 30 カザンヘリコプター、 31 株式会社ステリマフ名称「ポリュス」研究所、 32 株式会社プロムテック・ドゥブナ、
- 33 公共株式会社統一航空機製造会社、 34 無線技術・情報（RTI）システム、 35 有限責任会社ラパルト・サービス、
- 36 公開株式会社ロスオボロンエクスポート、 37 国営企業ロステック、 38 ロステック・アジムト、 39 航空機製造会社ミグ、
- 40 株式会社ロシアヘリコプター、
- 41 合併企業クヴァント（別称、有限責任会社クヴァント、有限責任会社合併企業クオンタム・テクノロジーズ及び合併企業クオンタム）、
- 42 株式会社スホイ、 43 スホイ民間航空機、 44 株式会社戦術ミサイル兵器コーポレーション、 45 株式会社ツポレフ、
- 46 統一エンジン製造会社一サトゥルン、 47 ユナイテッド・エアクラフト、 48 統一エンジン製造会社、 49 統一機器製造会社

(参考) 輸出等に係る禁止措置の対象として我が国が指定するベラルーシ共和国の特定団体

- 1 国防省（ベラルーシ軍及び場所を問わず全ての運用部隊を含む。）。これには、ベラルーシ軍（陸軍及び空軍・防空軍）、国家国境委員会と警察、諜報及び偵察機関が含まれる。
- 2 株式会社インテグラル（別称、OAOインテグラル、株式会社インテグラル＝ホールディング・マネージング）

米国輸出管理の域外適用（FDPR）の例外措置

- 米国は、ロシア・ベラルーシの軍事能力等の強化に資する汎用品（半導体等）について、**直接製品規制（Foreign Direct Product Rule ; FDPR）の対象とし、第三国からのバックフィルを防止する措置を講じている。**
- 日本は、**米国と同等の措置を講じる方針をいち早く示したことにより、米国の域外適用の例外措置を当初から受けられる32カ国に含まれることとなった。**

Foreign Direct Product Rule

米国が輸出管理の対象としている（輸出に当たって、米国当局への許可申請義務が課される）技術・ソフトウェアを輸入し、当該**技術・ソフトウェアを直接的に利用して製品を製造（immediate product）し、輸出をする場合**、一定の条件の下、**米国当局への許可申請が必要**となる制度。

（例）**米国で開発された**特別な耐放射線性能をもつ半導体の設計図を**日本の**半導体メーカーが日本に輸入して、その設計図をもとに特別な耐放射線性能をもつ半導体を製造し、それを第三国に輸出しようとする場合、米国への許可申請が必要となる。

※なお、今般の制裁においては、

- ロシア・ベラルーシの軍事能力等の強化に資すると考えられる汎用品（米国独自規制の57品目群）の輸出に適用されるFDPR（Russia/Belarus-FDPR）については、**リスト外規制品目（EAR99）は不許可（Policy of Denial）の対象とならない。**（例えば、リアルタイム制御用の米国製コンピュータソフトウェア（OS）が導入された工場において生産された自動車はFDPRの適用対象外）
- 一方、**ロシア・ベラルーシの軍事関連団体に適用されるFDPR（Russia/Belarus-MEU-FDPR）では、リスト外規制品目（EAR99）も対象とされている。**